



手続きに必要な書類

1. 市へ補助金の事前相談を行うとき(手続きの流れ①)
 - 建物の所有者(所有者との関係)が確認できる書類(納税通知書・登記簿等)
2. 市へ補助金の申請を行うとき(手続きの流れ④)
 - 宮若市老朽危険空家等解体撤去補助金交付申請書(様式第1号)
 - 老朽危険空家等解体撤去実施計画書(様式第2号) 誓約書(様式第3号)
 - 立入調査承諾書(様式第4号) 位置図 解体撤去経費の見積書の写し
 - 現況写真(外観) 建物登記事項証明書又は固定資産税課税台帳記載証明書
3. 工事内容を変更するとき
 - 変更承認申請書(様式第7号) 変更計画書(様式第8号)
 - 変更後解体撤去経費の見積書の写し 現況写真
4. 市へ工事完了報告書を提出するとき(手続きの流れ⑧)
 - 完了報告書(様式第10号) 解体撤去経費の請求書又は領収書 解体撤去後の写真
 - 解体撤去に伴う産業廃棄物処理に関する処分書類(マニフェスト)の写し

注意点

1. 市へ補助金の申請を行うとき
 - ・既に施工業者と契約、又は工事に着手している場合は、補助の対象になりません。
 - ・補助の対象になる工事は、**申請年度の2月末日までに完了**しなければなりません。
 - ・他の公的制度による補助と重複しているものは補助の対象になりません。
2. 工事を行っているとき
 - ・工事に係る苦情が発生しないよう、施工管理を十分に行ってください。
 - ・空家解体時の騒音等、苦情対応は必ず申請者が行ってください。
3. 補助金を受け取った後
 - ・空家の解体・撤去に伴って、翌年度以降の土地に対する固定資産税が上がる可能性があります。税務課資産税係でご確認ください。